

長島町立平尾小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

共に学び 共に高め合い 共に伸びる 平尾っ子の育成

【いじめ問題への学校の目標】

不登校・いじめ0 いじめを許さない・見過ごさない

【生徒指導委員会（いじめ対策委員会）】

【目的】

- 年間計画の作成・実行・検証・修正
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- 【組織構成】 校長，教頭，全学級担任，養護教諭，専科教諭
 ※ 必要に応じて PTA 三役，学校評議員，民生委員，家庭教育相談員が加わる

【関係機関等との連携】

- ・長島町教育委員会
- ・長島町いじめ防止対策連絡協議会
- ・長島町いじめ対策専門委員会
- ・長島町町民福祉課
- ・長島町保健衛生課
- ・児童委員協議会
- ・阿久根警察署
- ・北薩教育事務所
- ・県中央児童相談所

【家庭・地域との連携】

- ・学級 PTA，PTA 総会
- ・学校評議員
- ・民生委員
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールカウンセラー

【教育活動の重点】

- 生徒指導の充実
- 人権同和教育の推進
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 特別支援教育の充実
- ふるさと教育の充実
- 体験活動の充実
- ◎「いじめ問題を考える週間」の確実な実施

- ◎「心の教育の日」の設定と取組の充実

【児童の主体的な活動】

- 児童会活動の充実

- ・あいさつ運動

- ・ボランティア活動

- ・いじめゼロ運動（集会委員会が中心となって計画・実施する。）

- 児童集会，昼休み等

- ・縦割りでの異学年交流の充実

- ・委員会活動への自発的な取組

【いじめの未然防止】

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全教育活動を通じた人権教育の充実を図る。

【教職員の取組】

- ・学校のいじめ防止に対する方針の周知を図る（保護者，地域）。
- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに努める。（心の木，帰りの会での善行紹介など，児童の相互理解をすすめる取組「居場所づくり」「絆づくり」）
- ・人権同和教育の推進
- ・道徳の授業の更なる充実と全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
- ・道徳，学級活動等にて「命の大切さ」についての指導を行う。
- ・インターネットの危険や情報モラルについて指導する。
- ・カウンセリング能力等の向上のための研修と児童のよきモデルとなるような言動に努める。

【児童の取組】

- ・いじめゼロを目指した児童会活動を実践する（あいさつ運動，ボランティア活動，集会活動）
- ・呼び捨てにせず，お互いを尊重し合う環境づくりをする。
- ・帰りの会等で一日を振り返り，良い点や問題点を見つける。

【保護者の取組】

- ・基本的生活習慣の確立を図る。
- ・生活指導部や保健部を中心に，いじめ問題に関する研修を行う。
- ・学級 PTA 等において，いじめ問題に関する話し合いを行う。・各種研修会に積極的に参加する。
- ・父親の子育てへの積極的参加を啓発する。
- ・PTA 広報誌等で積極的に啓発活動を行う。

【地域・関係機関の取組】

- ・積極的なあいさつと声かけ
- ・いじめネット問題の研修会

【いじめの早期発見】

「いじめはどの子供にも，どの学校にも起こり得る」という認識を全教職員がもち，児童の言動や表情を細かく観察することにより，保護者と連携を図り，変化を把握する。

【教職員の取組】

- ・定期的なアンケート調査の実施（毎月末いじめアンケート 学校楽しい～と活用5月）
- ・相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
- ・定期的な教育相談の実施

【児童の取組】

- ・学級担任等や相談窓口等に伝えたり日記に書いたりしながら一人で悩まないようにする。

【保護者の取組】

- ・会話，持ち物，服装の乱れ等に気を配る。・悩みを親に相談できる雰囲気作りに努める。

【地域・関係機関の取組】

- ・積極的な声かけと情報提供

【いじめに対する早期対応】

問題を軽視することなく，また，特定の教職員で抱え込まず，いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に，迅速に組織的に対応する。

【教職員の取組】

- ・すみやかに事実確認を行い，生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を招集する。
- ・いじめられた児童の安全確保及び支援体制の整備。
- ・事実確認においては経過や心情など聞き取り，保護者からの聞き取りや対応は複数の職員で，事実に基づいて丁寧に行う。
- ・児童の個人情報の取扱いには十分注意する。
- ・犯罪行為及び重大事案が疑われる場合，関係機関と連携して対処する。

【児童の取組】

- ・「いじめは絶対に許さない」という雰囲気作りに努める。

【保護者の取組】

- ・我が子を守り抜く姿勢を見せ，子供の話に耳を傾ける。
- ・学校との連携を図り，協力して解決にあたる。
- ・いじめた側には，事実を冷静に確認し我が子の言い分を十分に聞く。
- ・いじめられた児童を守る対応をすることに対して理解する。

【地域・関係機関の取組】

- ・いじめに対する措置への協力と再発防止のための措置。
- ・いじめにあった児童の心のケア。

【生徒指導体制】

- 生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

- 職員会議

- 職員研修

【相談体制】

- 定期的な教育相談の実施

- 相談窓口の設置及び周知

- 保護者に対する教育相談週間の設定

- 学級 PTA での啓発・情報交換

- スクールソーシャルワーカーとの連携

【職員研修】

- 生徒指導連絡会（週1回）

- 人権同和教育に関する研修

- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング

- 学校ネットパトロール事業検索結果活用

- いじめ対策必携等各種啓発資料の活用

- 校外研修への積極的参加